

小豆島町主体的にがんばる事業者販路開拓支援補助金 必要書類一覧

No.	必要書類	備考
1	小豆島町主体的にがんばる事業者販路開拓支援補助金交付申請書兼請求書【様式第1号】	
2	事業実績報告書【様式第2号】	
3	納税情報の照会に関する同意書【様式第3号】	
4	補助対象経費の確認書類	
	<u>(1) 展示会等出展に係る経費</u> ・会場借上料：展示会等の出展案内・パンフレット等 ・会場装飾費他	・事業の履行状況が確認できる写真 ・当該経費において作成した成果物(チラシ等) ・領収書又は当該経費を支払った事実が分かるもの ・経費の内訳が分かる資料(見積書、請求書等) ・交通費においては経路図等の経路が分かるもの
	<u>(2) 広告宣伝費</u> ・PR 資材作成費他	
	<u>(3) 旅費</u> ・交通費、宿泊費	
	<u>(4) 雑役務費</u> ・マネキン費、通訳費	
	<u>(5) 委託料</u> ・展示会等出展代行業務委託料(商品買取代を除く)	
5	申請者の確認書類	
	(1) 法人の場合 ・会社概要(会社案内・パンフレット) ・履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ・直近3期分の決算書	※証明書類は発行後3か月以内のもの ※本社(主たる事業所)が町外の場合、「法人設立・設置届出書」の写しを併せて提出。
	(2) 個人事業主の場合 ・開業届、または直近の所得税確定申告書第1表の控え ・住民票(個人)	※証明書類は発行後3か月以内のもの

※申請は、全ての経費の補助対象経費の支出後30日以内もしくは、3月31日のいずれか早い期日までにご提出ください。

※証明書類は内容に変更がなければ、1年度につき1回の提出で問題ありません。

～添付書類に関する注意事項～

- ・開業届、所得税確定申告書及び法人設立・設置届出書は収受日付印があるものに限り、なお、電子申告(e-Tax、eLTAX)による申告、申請を行っている場合は、受信通知を添付してください。
- ・算出根拠が外貨の場合、日本円に換算し、根拠とした申請日の為替レートが確認できる書類を添付してください。(金融機関のホームページの写しなど)
- ・上記1から5のほか、町長が必要と認める書類を追加で提出いただく場合がございます。
- ・提出いただいた書類等は、採択の可否にかかわらず返却ができませんのでご了承ください。